# 羽生市電気料金高騰対策補助金 申請要領

令和4年12月 羽生市役所商工課

## 1 事業の目的

電気料金の高騰により、市内の事業者が受ける電気料金の支出の負担の激変を緩和し、事業の持続化、事業継続を支援するため、予算の範囲内で市独自の補助金を交付することにより、市内経済の下振れ抑制、経営支援を図るものです。

#### 2 補助対象

市内に店舗、工場、事業所(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に規定する中小企業者)を有し、以下の要件全てに該当する方が対象になります。

- (1) 市税に滞納がないこと
- (2) 事業を1年以上継続していること
- (3) 電気料金の契約者が補助対象者と同一であること
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)による店舗型性風俗特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者に該当しないこと
- (5) 羽生市暴力団排除条例(平成24年条例第27号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当しないこと
- (6) 同一内容又は同一経費で既に他の行政機関等の助成制度による助成 又は採択を受けていないこと
- (7) 補助金交付後も事業を継続すること

#### 3 補助額について

(1) 補助金の算定方法

令和4年1月以降の任意の連続する3か月と前年同期の電気料金合計の差額を4倍(通年換算)した額の2分の1

なお、補助金については、算出された差額から千円未満を切捨てます。

(2) 補助金額

補助金の上限は30万円となります。

- ※補助金の交付は、1事業所1回のみです。
- ※補助金につきましては、<u>申請期間中であっても、予算の上限に達した段</u> **階で募集を締め切ります。**あらかじめご了承ください。

# 4 補助金の申請方法

補助金の交付を希望する事業者は、次の書類を作成し、必要書類を揃えて申請期間内に持参又は郵送により羽生市商工課に提出してください。

## (1) 必要書類

- ① 羽生市電気料金高騰対策補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 電気料金高騰対策補助金計算表(様式第2号)
- ③ 補助対象経費及び前年電気料金の支払を証する書類(例:領収書の写し、口座引き落としが分かる通帳の写し等)
- ④ 補助対象経費及び前年電気料金に係る電気量の分かる書類
- ⑤ 市税等に滞納がないことの証明書(所定の様式を用いてください。 市役所市民生活課で受付。)
- ⑥ 市内に事業所を有していることが分かる書類(例:履歴事項全部 証明書、所得税確定申告書、許認可証、賃貸借契約書等)
- ⑦ 補助金振込先口座の通帳の写し(表紙の部分と見開き部分の写しを添付します。)
- ⑧ その他市長が必要と認める書類
- ※書類に不備がある場合、訂正・再提出を求めることがあります。

# (2) 申請期間

令和4年12月21日(水)~令和5年2月28日(火)

- ※当日消印有効
- ※補助金の申請については、<u>申請期間中であっても、予算の上限に達し</u>た段階で募集を締め切ります。あらかじめご了承ください。

#### 5 補助金の交付決定

申請書類の審査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、羽生市 電気料金高騰対策補助金交付決定通知書(様式第3号)を送付します。

※申請書類の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、申請を 却下することがあります。

#### 6 補助金の振込

交付決定通知書送付後、市から通知書に記載された額の補助金を振込みます。振込につきましては、交付確定通知書送付後、概ね1か月以内を目安に振込を予定しています。

# 7 補助金の申請についての宛先

〒348-0058 羽生市中央3-7-5

羽生市役所 商工課 宛

※封筒には「羽生市電気料金高騰対策補助金関係書類在中」と記入してください。

# 8 関係書類について

申請書等の提出書類につきましては、市ホームページからダウンロードできるほか、商工課(市民プラザ)で配布します。

# 9 問合せ先

羽生市役所 商工課

電話048-560-3111(直通)

MAIL shoukou@city.hanyu.lg.jp

問合せ時間 平日午前8時30分~午後5時15分

(土日祝日の問合せは、翌平日に回答いたします。)

- 10 主な質疑応答(令和4年12月時点)
- Q 1つの事業所で、複数の電気契約を結んでいますが、別々に申請ができますか。
- A 複数の契約を有している場合は、合算して申請してください。
- Q 市内に複数の事業所を有している場合は、別々に申請ができますか。
- A 合算して申請をお願いします。
- Q 自宅兼店舗で事業用の電気料金の把握が難しい場合についての申請方法 について教えてください。
- A 申請者の申出により事業用と自宅用の割合を算出して、申請してください。申請者の確定申告における家事按分を用いることを推奨します。
- Q テナントに入居していますが、個別メーター(いわゆる子メーター)を 設置しており、電気使用量、電気料金が明確な場合の取扱いについて教 えてください。
- A この場合は、申請者は電気会社に電気料金を直接支払いしていないケースとなりますので、商工課までご相談ください。
- Q 今年実施していた、他の補助金申請に際しては、納税証明書については 要件に入っていませんでしたが、今回は要件に入っていますが。
- A 納税要件の審査を速やかに進めるため、納税証明書の取得について、補助金の申請書類に加えます。お手数をおかけしますが、速やかな交付の ため、ご協力をお願いします。
- Q 対象となる事業所について教えてください。
- A 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者となります。 詳しくは、「別紙1 中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者」を ご覧ください。
- Q 対象とならない事業所について詳しく教えてください。
- A 学校法人、宗教法人、農事組合法人、農業法人、有限責任事業組合 詳しくは、「別紙2 申請対象外となる業種一覧」をご覧ください。

- Q 申請に係る費用は自己負担ですか。
- A 切手代、送料、コピー代等の、<u>申請手続きに関する費用は自己負担</u>となります。ご了承ください。また、審査の結果、交付できない場合につきましても、自己負担分の返金はございません。
- Q 申請してから振り込まれるまでの期間はどのくらいですか。
- A 申請受付後、申請書類の審査を行います。審査は受付後速やかに行い、 概ね 1 か月以内で指定の口座に振り込まれます。なお、交付決定通知書 に振込予定日を同封していますので、ご確認ください。 また、申請書類に不備がある場合や、再提出を求めた場合は、書類が整 った段階で受付を行います。
- Q 今回の補助金は、課税対象になりますか。
- A 税法上、益金(個人事業主の場合、総収入金額)に算入されます。

別紙1 中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者について

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していれば対象となります。

	<b>73</b> 77   私に欧コウ C V ** (107) (3) C (3 7 5 7 6	
業種	資本金	従業員数
製造業等※1	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業(飲食業含む)	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
医療法人等※2	_	300 人以下

#### ※1【製造業の対象業種事例】

建設業(測量業、地質調査業、水路測量業を含む)、不動産業(建売業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産 代理業・仲介業、不動産管理業)、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、保険媒介代理業(生命保険、 損害保険等)、土石採取業、木材伐採業、鉱業

※2 医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等をいいます。

下記の業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業		
(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業	3億円以下	900 人以下
並びに工業用ベルト製造業を除く)		
ソフトウエア業、情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅行業	3 億円以下	300 人以下
宿泊業(旅館業を除く)、娯楽業	5,000 万円以下	100 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

(注)家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員に含みません。

別紙2 申請対象外となる業種一覧

対象外業種	摘要
	次の業種を除く。
	・家畜貸付業 ・園芸サービス業 ・蹄鉄修理業
農業	以下の業種は、製造加工設備を有するものに限り対象となる。
	・荒茶、仕上茶の製造業 ・もやし栽培農業 ・蚕種製造業 ・蚕種製造請負業 ・菌床栽培方式きのこ生産業
	・苗床栽培方式のかいわれ大根製造業 ・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業
	次の業種を除く。
 	・素材生産業及び素材生産サービス業
1,21	以下の業種は製造加工設備を有するものに限り対象となる。
	・製薪炭業 ・薪請負製造業 ・炭焼請負業及び炭賃焼業
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融業、保険業	保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。
卸売業、小売業(飲食業を除く。)、浴場業、	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネッ	(以下「風営法」という。)第2条第5項に規定する
ト附随サービス業等のうち右に該当するもの	性風俗関連特殊営業
飲食業のうち右に該当するもの	風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。
サービス業のうち右に該当するもの	取立業(公共料金又はこれに準ずるものの集金・取立業を除く。)
学校	学校法人が経営するもの。
宗教、政治・経済・文化団体その他の	
非営利事業及び団体(NPO 法人を除く。)、	
LLP(有限責任事業組合)	